

65歳以上の方へ

# 介護保険料納入通知書・納付書をお送りします

令和4年度の住民税の決定に伴い、普通徴収(口座振替・納付書払い)の方には7月19日(火)頃に、特別徴収(年金からの差し引き)の方には25日(月)頃に、納入通知書を普通郵便でお送りします。納付書が同封されている方は、金融機関、コンビニエンスストア、モバイルレジ・電子マネー(区ホームページ参照)などでお支払いください。※納入通知書は、70歳以上の方が「東京都シルバーパス」を申し込む際の所得確認書類として使用できる場合があります(再発行不可)。



### お支払いでお困りの方

保険料を滞納すると、介護サービス利用時に給付制限を受ける場合があります。なお、次の場合、保険料の減免制度を利用できます。申請方法など詳しくは、区ホームページをご覧ください。

- **災害などによる減免**…災害などの特別な事情で、保険料の支払いが一時的に困難になった
- **境界層該当者の減免**…保険料段階が第2段階以上で、本来の保険料を支払うと生活保護が必要となり、保険料段階を下げると生活保護が不要となる※福祉事務所で発行する境界層証明書が必要

- **生計が困難な方の減免**…世帯全員が住民税非課税で、世帯の年間収入・預(貯)金額などが一定の要件に該当する※8月31日(水)までの申請で年間保険料を減額。詳しくは、同封するお知らせをご覧ください。
- **新型コロナウイルス感染症の影響による減免**…**A**新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った**B**事業収入などの減少額が、令和3年中の当該収入などの額の10分の3以上(所得制限あり)のいずれかに該当する※東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域などから板橋区に転入した方には、減免制度があります。詳しくは、お問い合わせください。

問 合

介護保険課資格保険料係 ☎3579-2359

## 後期高齢者医療

### 保険料額が決定しました

令和4年度の住民税の決定に伴い、7月19日(火)に、保険料額決定通知書をお送りします。※3月16日以降に確定申告した方には、8月・9月頃に保険料を再計算し、通知する場合があります。※納付書払いの方には、納付書を同封。

#### 保険料の支払方法

- ▶ **普通徴収** = 次のいずれかに該当する方は、口座振替または納付書による納付
  - 年金受給額が年額18万円未満
  - 後期高齢者医療保険料・介護保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える
  - 申請により口座振替優先で支払っている
- ※国民健康保険で口座振替をしていた方でも、新たに手続きが必要。
- ▶ **特別徴収** = 原則として、年金からの差し引きによる納付

#### 新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免の特例

**A**新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った**B**事業収入などの減少額が、令和3年中の当該収入などの額の10分の3以上(所得制限あり)のいずれかに該当する世帯は、申請により保険料の減免が承認される場合があります。※申請方法など詳しくは、区ホームページをご覧ください。

[いずれも]

▶ **問** = 後期高齢医療制度課管理収納係 ☎3579-2327

## 休みます

#### 中台地域センター

▶ **とき** = 7月23日(土)※施設清掃のため ▶ **問** = 地域振興課庶務係 ☎3579-2161

#### 男女平等推進センター

▶ **とき** = 7月25日(月)※施設点検のため ▶ **問** = 男女平等推進センター ☎3579-2790

## 朝市〈産業振興課〉

#### 板橋朝市

▶ **とき** = 7月17日(日)朝6時30分から ▶ **ところ** = 板橋宿不動通り商店街(都営三田線「板橋区役所前」下車) ▶ **催し** = 餅つき



## 国民年金の受給額を増やしませんか

第1号被保険者が将来受け取る年金額を増やしたい場合、付加年金または国民年金基金に加入する2つの方法があります。これらに加入して支払った保険料は、全額「所得控除」の対象となります。

### A 付加年金

付加年金に加入すると、毎月の保険料に付加保険料(400円)が加わります。この付加保険料を支払った月数に200円をかけた金額が、年間支給額に上乗せされます。手続きをした月からの加入になりますので、希望する

場合は早めの加入をお勧めします。※付加年金の支払期限は、毎月の保険料と同じ。※老齢年金受給者・国民年金基金加入者・第3号被保険者は加入不可

▶ **申込** = 直接、国保年金課国民年金係(区役所2階②窓口)または各区民事務所

### B 国民年金基金

全国国民年金基金と、同じ職種の方が加入できる職能型国民年金基金があります。加入・給付条件など詳しくは、全国国民年金基金または事業者団体にお問い合わせください。

問 合

**A**板橋区国保年金課国民年金係 ☎3579-2431  
**B**全国国民年金基金 ☎0120-65-4192

## ひとり親家庭のみなさんを支援しています

### 臨時相談窓口を設置します

▶ **とき** = 8月14日(日)9時30分~14時30分(受付は14時まで) ▶ **ところ** = 教育支援センター(区役所6階)※当日、直接会場へ。

#### ▶ 内容

- 修学資金の相談
- ひとり親家庭向けの福祉サービスの紹介
- 弁護士による養育費・面会交流などの法律相談(1人30分) など

▶ **問** = 生活支援課ひとり親支援担当係 ☎3579-2234



### 児童扶養手当などの現況届をご提出ください

#### A 児童扶養手当

▶ **送付時期** = 8月上旬 ▶ **提出期間・方法** = 8月31日(水)まで、受付窓口で面談し提出※ひとり親家庭等医療証をお持ちの方は、この届出で同医療証の現況届を提出したものとみなします。

#### B 特別児童扶養手当

▶ **送付時期** = 8月中旬 ▶ **提出期間・方法** = 9月2日(必着)まで、直接または郵送

[A/Bいずれも]

※提出がない場合、**A**11月分**B**8月分以降の支給決定ができません。▶ **提出先・問** = 子育て支援課子どもの手当医療係(区役所1階⑥窓口、〒173-8501) ☎3579-2477または赤塚支所住民サービス係(〒175-0092赤塚6-38-1) ☎3938-5113